

石川県体育施設管理規則 新旧対照表

改正案	現行
<p>第一条から第五条 略</p> <p>(休業日等)</p> <p>第六条 施設の休業日は次のとおりとする。</p> <p>一 年末休業日 十二月二十九日から十二月三十一日まで</p> <p>二 年始休業日 一月一日から一月三日まで</p> <p>2 前項に規定する休業日のほか、石川県立自転車競技場にあつては、毎月第一火曜日、石川県白山一里野シャンツェにあつては、四月三十日から七月十九日までの間及び九月一日から十一月第一日曜日までの間の毎週木曜日(国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日^(一)に当たる日を除く。)を休業日とする。</p> <p>3 施設の利用時間は、別表のとおりとする。</p> <p>4 指定管理者は、前項の規定にかかわらず必要があると認めるときは、石川県教育委員会教育長(以下「教育長」という。)の承認を得て、利用者へのサービスの向上を図るため、利用時間を変更することができる。</p> <p>5 指定管理者は、前三項の規定にかかわらず必要があると認めるときは、教育長の承認を得て、臨時に利用時間を変更し、又は臨時に休業することができる。</p>	<p>第一条から第五条 略</p> <p>(休業日等)</p> <p>第六条 施設の休業日は次のとおりとする。</p> <p>一 年末休業日 十二月二十九日から十二月三十一日まで</p> <p>二 年始休業日 一月一日から一月三日まで</p> <p>2 前項に規定する休業日のほか、石川県立自転車競技場にあつては、毎月第一火曜日、石川県白山一里野シャンツェにあつては、四月三十日から七月十九日までの間及び九月一日から十一月第一日曜日までの間の毎週木曜日(国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日^(一)に当たる日を除く。)を休業日とする。</p> <p>3 施設の利用時間は、別表のとおりとする。</p> <p>4 指定管理者は、前二項の規定にかかわらず必要があると認めるときは、石川県教育委員会教育長(以下「教育長」という。)の承認を得て、臨時に利用時間を変更し、又は臨時に休業することができる。</p>

<p>改 正 案</p>	<p>6 指定管理者は、前二項の規定により、利用時間を変更するとき又は休業するときは、速やかにその内容を公表しなければならない。</p> <p>第七条から第二十一条 略</p>
<p>現 行</p>	<p>第七条から第二十一条 略</p>

石川県体育施設管理規則の一部を改正する規則（案）

石川県体育施設管理規則（昭和四十三年石川県教育委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第六条第四項中「前二項」を「前三項」に、「石川県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）」を「教育長」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 指定管理者は、前項の規定にかかわらず必要があると認めるときは、石川県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の承認を得て、利用者へのサービスの向上を図るため、利用時間を変更することができる。

第六条第五項の次に次の一項を加える。

6 指定管理者は、前二項の規定により、利用時間を変更するとき又は休業するとき、速やかにその内容を公表しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

石川県体育施設管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 年 月 日

石川県教育委員会

石川県教育委員会規則第 号